

## 第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新）申請について

### 1 提出書類（各1部）

電子申請・届出サービス（令和5年10月から開始）、郵送又は持参により提出してください。

	種類	内容
(1)	申請書	様式第1「第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書」により提出してください。  申請書裏面には次の事項を記載してください。 1. フロン類の充填回収を行う者の氏名及び資格等 2. フロン類回収設備の型式名、台数、所有・リースの別 3. フロン類回収容器の種類、本数
(2)	本人を確認できる書類	申請者が法人の場合 →登記事項証明書 (発行日より3か月以内のもの、コピー不可。) ※電子申請の場合は、別途郵送が必要となります。
		申請者が個人の場合 →必要なし 申請者の氏名のふりがなと生年月日を申請書（電子申請の場合は入力欄）に記載してください。（住民基本台帳ネットワークにより本人確認を行います。）
(3)	フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類	自ら所有する場合 →購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
		自ら所有しない場合（リース等） →借用契約書、共同使用規定書等のうち、いずれかの写し
(4)	フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	フロン類回収設備の種類、能力の区分が説明できる取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
(5)	申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類	「誓約書例」を参照のこと
(6)	資格証等の写し	(1)申請書裏面の「1. フロン類の充填回収を行う者の氏名及び資格等」に記載した資格等に関する資格証等の写し

申請書の控えに受付印が必要な場合は、副本をご準備ください。

### 2 登録申請手数料

- ・ 香川県証紙（電子申請の場合はオンライン決済）により 新規登録申請手数料 5,000 円、登録更新申請手数料 4,000 円 を納付してください。
- ・ 県外又は県内で小豆島以外の島しょ部に住所がある方は、香川県証紙に代えて郵便為替証書（定額小為替証書又は普通為替証書）で納付できます。郵便為替証書で納付する場合、証書の記入欄には何も記入しないでください。
- ・ 証紙・証券の領収書については、購入窓口にお問い合わせください。オンライン決済の場合領収書の発行はありません。

### 3 問い合わせ・提出窓口

香川県環境森林部環境管理課 大気保全・環境安全グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁東館2階）

電話：087-832-3219 FAX：087-806-0228